

指名停止について（通知）

このことについて、下記業者は「蒲郡市物品購入等の契約に係る指名停止等の措置要領」第3条第1項別表第2第3項に該当したため、下記のとおり指名停止とします。

記

1 指名停止理由

該当者が、特定特装車製品の製造販売において、独占禁止法の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年9月24日に公正取引委員会から下記の処分を受けたため。

2 指名停止業者

業者名		住所	業者番号
1	極東開発工業株式会社 代表取締役 布原 達也	大阪府大阪市中央区淡路町 2-5-11	0000040600
2	新明和工業株式会社 流体事業部営業本部中部支店 支店長 安原 巧	名古屋市中区大須1-7- 11	0000989901

1の業者について（排除措置命令及び課徴金減免制度の適用）

「蒲郡市物品購入等の契約に係る指名停止等の措置要領」第3条第1項別表第2第3項及び第5条第3項（課徴金減免制度の適用）に該当。

2の業者について（課徴金減免制度の適用）

「蒲郡市物品購入等の契約に係る指名停止等の措置要領」第3条第1項別表第2第3項及び第5条第3項（課徴金減免制度の適用）に該当。

※2の業者については、前回の指名停止期間満了後1か年を経過するまでの間に、再度指名停止を受けることとなったが、原因となる事実又は行為が当初の指名停止を行う前のものであるため、今回は短期加重措置の対象としない。

3 指名停止期間

1, 2の業者 3か月 令和7年10月8日 から 令和8年1月7日 まで